

株式会社中山製鋼所に対する再生支援の完了について

2016年3月28日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2013年3月28日付けで、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行い、再生支援対象事業者の事業再生を進めてまいりましたが、その再生に一定の目途が立ち、かつ、本日、機構が保有する全ての債権について弁済受領したことから、当該再生支援決定にかかる全ての業務を完了することとしましたので、公表します。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社中山製鋼所

2. 債権額等

機構は、関係金融機関等から再生支援対象事業者に対する元本 6,265 百万円の債権を買取り、その後、再生支援対象事業者から事業収益による弁済を受けてきましたが、本日付で、機構が保有する債権全額の弁済を受領いたしました。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、関係金融機関等、スポンサー、再生支援対象事業者の関係者調整及び債権買取りを行うことで、再生支援対象事業者の支援を行いました。

以上